

退職後の競業避止義務

独自の製法や営業上の企業秘密を知っている従業員が退職後に同業他社に就職したり、新たに会社を設立して同業を始めることは、会社にとって大きな損害を被ることになりかねません。退職後の競業避止義務については、職業選択の自由（憲法第22条第1項）や自由競争の原理から原則として否定されていますが、一定の要件が満たされた場合は、認められるとされています。

＜基本的な考え方＞

従業員が雇用されている間に習得した業務上の知識や技術は、労働者の人格的財産の一部をなすもので、これを退職後に各人がどのように生かし利用していくかは、各人の自由に属し、会社との間に「特約」がある場合は別として、この自由を会社が拘束することはできないと解されています。

したがって、退職後の競業を禁止するためには、特約である「その旨の合意」が必要になります。会社籍中の従業員に対しては就業規則等の規定があればそれにより、また、規定がなくても、労働契約における信義則上の義務として、一般に認められています。退職した従業員に秘密保持義務や競業避止義務などを課す場合は、その退職する従業員と個別に契約書を取り交わす必要があるということです。

＜競業避止義務の有効性＞

「競業避止義務に関する特約」を交わしていたとしても、この競業避止義務は、憲法で保障された「職業選択の自由」や「独占の禁止」と調和する限りにおいて有効とされています。具体的には、①製造や営業等秘密の中枢にたずさわる者について、②その秘密が保護に値する適法なものであって、③特約をもってする限りにおいて有効であるとされ、さらに特約の内容についての要件は次のようになります。

- ・制限期間を限定する・・・例：6か月間
- ・対象地域について定める・・・例：都内全域、隣接地域、日本国内 等
- ・対象職種や業務を限定する・・・全営業種目などの包括的なものは原則としてだめ
- ・かかる制限の何らかの代償が支給されていること・・・在職中の開発手当や役職手当等でもよい

参考例)

退職後の競業避止義務等に関する特約契約書

株式会社●●●（以下「甲」という。）と、従業員●●●（以下「乙」という。）とは、乙の令和●年●月●日付退職にあたり、退職後の競業避止義務等に関する特約について次の通り締結する。

第1条 乙は、甲を退職した後、甲と競業する会社に就職してはならない。または甲と競業する事業を起業してはならない。（これを「競業避止義務」という。）

第2条 前条の競業避止義務は、乙が甲を退職した日の翌日から起算して6か月間有効とし、競業避止の対象地域を●●●県下並びにその近接府県とする。

第3条 乙は、甲を退職した日の翌日から起算して6か月間は、甲の顧客その他の取引先に対し、一切の営業活動や篡奪行為を行ってはならない。

第4条 乙が甲を退職した後、本契約に反した時は、甲が要求する損害賠償額を支払わなければならない。

乙は、甲を退職した後、本契約に違反し、または違反が発見された時は、甲が要求する損害賠償額を甲の指定する期日、方法により支払わなければならない。

第5条 本契約における競業の対象となる事業を、甲が行う以下の事業とする。

- ① ●●業及びこれに付随する一切の事業
- ② ●●業及びこれに付随する一切の事業

＜同業会社の設立で損害賠償が認められた例＞

会社の取締役等が一斉に退職し、新たに会社を設立、旧会社の商品と同一・類似の商品を旧会社の得意先に販売するなどの行為を行った事件の例です。

- ・会社の設立については旧会社に必要以上の損害を与えないように退職の時期を考慮する
- ・相当期間においてその旨を予告する
- ・取り扱う製品の選定やその販売先などについて十分配慮する

これらのことが当然に要請されるとされ、いたずらに自らの利益のみを求めて他を顧みない態度は許されず、旧会社への損害賠償が認められています。